通年利用者用

放課後児童クラブ入室申請のご案内

入室申請に関する手続き等について、重要なことが記載されています。

入室を希望される方は、必ずお読みいただき、内容をご理解いただいたうえで、入室申請をしてください。

【放課後児童クラブの目的】

放課後児童クラブは、杉戸町立小学校に在籍する児童のうち「保護者が就労等により昼間常時留守になっている児童を対象に授業の終了後や学校の長期休業日等に適切な遊び及び生活の場を提供」することにより、児童の健全な育成を図ることを目的としています。



杉戸町マスコットキャラクター　「すぎぴょん」

【入室申請・保育料に関するお問い合わせ】
杉戸町教育委員会 教育総務課 庶務管理担当
〒３４５－８５０２　杉戸町清地２－９－２９
電話０４８０‐３３‐１１１１（内線３９５）

クラブ運営については、令和３年度から指定管理者が行っています。

指定管理者は、【シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社】です。

【クラブ運営に関するお問い合わせ】
５ページに全１０クラブの連絡先を記載してありますので、直接お問い合わせください。

令和８年１０月改定

１　対象児童

杉戸町立小学校に在籍し、同居する１８歳以上６５歳未満の方全員が「４　入室要件」のいずれかに該当する児童。

２　放課後児童クラブの生活のめやす（クラブごとに変わる場合があります。）

小学校の授業日（平日）		土　曜　日		学校休業日	
		７：３０	**開室・登室**	**７：３０**	**開室・登室**
		９：００	朝の会	９：００	朝の会
			宿題又は		宿題又は
			学習		学習
			自由遊び		自由遊び
			昼食準備		昼食準備
授業終了後	**登室**	１２：００	昼食→休息	１２：００	昼食→休息
	宿題		静かな活動		静かな活動
	自由遊び		行事等		行事等
１６：００	おやつ		自由遊び	１５：００	おやつ
	帰りの会		順次降室	１６：００	掃除
	自由遊び				帰りの会
	順次降室	**１７：００**	**閉室**		自由遊び
					順次降室
１９：００	**閉室**			**１９：００**	**閉室**

※　保育時間以外での児童のお預かりはできません。（開室前及び閉室後）

３　休室日

（１）　日曜日
（２）　国民の祝日に関する法律に規定する日
（３）　年末年始（１２月２９日から１月３日まで）
（４）　災害・感染症・地震・台風等による、学校臨時休校日　※
※学校臨時休校日については、学校からのメールでご確認ください。

４　入室要件

（１）就労している
・原則、週２１時間以上勤務していること
・就労時間は就業規則、就業条件等により就労証明書に記載された時間で判断します。（残業時間は含まれません。）
（２）疾病・負傷等または、精神もしくは身体に障がいを有している方
（３）出産（出産予定日前１．５か月を含む月の１日から出産後１．５か月を含む月の末日まで）※引き続き育児休業を取得する場合、最長年度末まで。
（４）同居の親族を常時看護・介護している方。
（５）震災・風水害・火災の復旧に当たっている方。
（６）各種学校等に通っている場合（就学期間中）。
（７）求職活動中の方。
入室日時点で就労出来ていない場合は、入室取消になります。

5　申請に必要な書類　※電子申請を利用する場合は、（1）～（3）は不要です。

（1）入室申請書・児童状況調査票（両面刷り）
　　入室希望児童１人につき１枚提出 ＜記入例 P.6～7＞

（2）放課後児童クラブ入室における同意書
　　（１家庭で２名以上申請の場合は、学年が一番低い児童が原本で、あとはコピー可）

（3）家庭で保育することが出来ないことを証明する書類（下表参照）
　　（１家庭で２名以上申請の場合は、学年が一番低い児童が原本で、あとはコピー可）
　　※同居する１８歳以上６５歳未満（入室日時点）の方全員分が必要です。

状況	申請に必要な書類	備考・注意事項
① 就労	就労証明書	変則勤務（シフト勤務）等の場合は、直近４週間の勤務状態の分かる書類を提出
② 疾病・障がい等	家庭状況申立書 診断書 障害者手帳の写し	病気等の状態が分かる書類
③ 出産	母子手帳の写し	出産予定日の部分の写しを添付
④ 看護・介護	家庭状況申立書 介護保険証写し 障害者手帳の写し	介護等が必要な状態であることが分かる書類
⑤ 復旧活動中	家庭状況申立書	復旧活動等を証明出来る書類を添付
⑥ 就学・技能訓練等	在学証明書 （高校生は除く）	在学期間等が分かる書類（学生証等）
⑦ 求職活動中	家庭状況申立書	求職活動を証明できる書類 ※ただし、入室日時点で就労していること。

※　証明書の有効期限は、申請提出月の３ヶ月以内です。
　　申請書は**黒のボールペンで記入してください。（フリクションペン・鉛筆不可）**

6　入室申請書の受付日及び面談日

窓口へ問い合わせまたは杉戸町のホームページをご確認ください。

申請期間

7　入室審査

項　目	内　容
入室審査	提出書類に基づき、総合的に審査します。不明な点がある場合は、電話等による聞き取りを行う場合もあります。
審査結果の通知	入室ができる場合　⇒入室決定通知書 提出必要書類及び入室説明資料等配布 入室ができない場合⇒入室不承諾通知書 待機児童として登録

※入室審査が終わるまで入室の可否はお答え出来ません。ご了承ください。

８　入室期間

（１）通年利用

４月１日から翌年の３月３１日まで（１年間）

※年度途中での退室を希望する場合は、**当月１５日まで**に退室届を提出していただき、月末で退室となります。ただし、１５日が土日祝日にあたる場合は、その直前の平日までに提出が必要です。提出先は各放課後児童クラブまたは教育総務課庶務管理担当です。

例：９月３０日に退室したい。→９月１５日までに書類提出

（２）年度途中の入室

入室を希望する月の前月１５日までに、電子または紙面での申請を済ませていただき、定員に空きがある場合は、最短で翌月１日から入室が可能です。ただし、１５日が土日祝日にあたる場合は、その直前の平日までに申請が必要です。紙面申請をする場合、提出先は（１）と同様です。

例：６月１日から入室したい。→５月１５日までに申請を済ませること

９　児童クラブ負担金と納入方法（入室決定後）

（１）負担金　保 育 料　児童１名　月額７，０００円（町に納入）
　　おやつ代　児童１名　月額２，５００円（指定管理者に納入）

（２）保育料納入方法（口座振替：後日、指定金融機関をお知らせします。）

※毎月指定日（１１日）に口座から引き落されます。
（引落日が土・日・祝日等の場合は翌日になります。）

※保育料免除制度があります。対象となる世帯は以下のとおりですが、**別途申請が必要です**。なお、多子による減免は行っておりません。

- **就学援助の認定中**の世帯（申請は学校教育課へ）
- **生活保護法による被保護世帯**

（３）おやつ代納入方法（指定管理者に納入）

『ライン；LINE』を活用したエンペイキャッシュレス決済サービスを導入しております。**毎月２０日頃にクラブから保護者様の『ライン；LINE』に請求メッセージが届きますので、月末までにお支払いをお願いいたします。**詳しくは、入室決定後にクラブからお知らせします。

※おやつ代金は保育料免除に関係なく負担となります。

※欠席の場合、当日保護者の方がおやつを取りに来る場合はお渡し可能です。
児童のみで取りに来た場合はお渡し出来ません。

※おやつ代の返金はできませんので、ご承知おきください。

※市販のお菓子等を提供しています。食物アレルギーで**個別の対応が必要な場合は、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を提出**してください。
小学校に提出しているもののコピーでも可能です。

10　注意事項について

放課後児童クラブに入室決定または入室中であっても、必要に応じて再度調査を行い、事由によっては保育の実施解除となることがあります。

（１）放課後児童クラブ入室申請書等に、虚偽の記載があった場合

（２）放課後児童クラブ利用中、保育を必要とする理由に変更があり、その内容が「入室基準」に該当しなくなった場合

（３）集団生活をすることが困難と判明し、児童の安全確保が出来ない場合

（４）放課後児童クラブの規則を守れない場合

（５）転校した場合

（転校先の放課後児童クラブを利用したい場合、再度申請が必要です。）

11　送迎等について

（１）児童が事故や犯罪に遭わないよう、原則として、保護者もしくは保護者に準ずる方がお迎えに来てください。（中学生以上の方）

（２）保護者以外の方のお迎えとなる場合、事前に送迎申出届を提出のうえ、その都度放課後児童クラブへの連絡が必要です。

（３）保護者の仕事がお休みの日は、放課後児童クラブは利用出来ません。

（４）保育時間内で勤務終了後、速やかにお迎えをお願いします。

12　土曜保育の利用について

（１）入室申請時に「児童状況調査票」で希望の有無を選択してください。原則土曜日就業の方のみ利用可能です。なお、おやつの提供はありません。

13　書類作成時の注意点

（１）書類への記載は、**黒のボールペンで記入してください。**

（２）**書き損じて訂正を行う場合は、二重線で消した上で訂正**してください。

（３）**記入漏れに注意**してください。**提出前に再確認してください。**

【杉戸町放課後児童クラブ一覧】

名　　称	所　在　地	保育時間
内田放課後児童クラブ	杉戸町内田２丁目９番２８号 （３３）５９５４	・月～金曜日 放課後～１９時 ・土曜日 ７時３０分 ～１７時 ・学校休業日 （春・夏・冬休み 県民の日 学校振替休業日） ７時３０分 ～１９時
内田第２放課後児童クラブ	杉戸町内田２丁目９番２８号 （３２）８８３２	
内田第３放課後児童クラブ	杉戸町内田２丁目９番４６号 （４７）０４２３	
中央放課後児童クラブ	杉戸町大字倉松６００番地１ （３４）８８９５	
中央第２放課後児童クラブ	杉戸町大字倉松６００番地１ （３１）６５３３	
南放課後児童クラブ	杉戸町大字堤根２７７６番地３ （３３）５８８７	
西放課後児童クラブ	杉戸町高野台南５丁目１番地１ （３２）７８４４	
西第２放課後児童クラブ	杉戸町高野台南５丁目１番地１ （３１）７５６３	
高野台放課後児童クラブ	杉戸町高野台西５丁目１６番地 （３２）７１５６	
泉放課後児童クラブ	杉戸町大字宮前１番地 （３８）４３０５	

土曜日の保育については、以下の通り合同保育となります。

- ■　『内田・内田第２・内田第３』の３つの放課後児童クラブで合同保育
- ■　『中央・中央第２・南・泉』の４つの放課後児童クラブで合同保育
- ■　『西・西第２・高野台』の３つの放課後児童クラブで合同保育

土曜日に利用する方は、入室決定した後、保育場所を支援員に確認してください。また、学校行事等により場所が変更になる場合もあります。その時は、土曜日利用の保護者様へお知らせします。なお、土曜日が出勤でない場合は、利用できませんのでご注意ください。ご家庭での時間を大切にしてください。

《記入例》

様式第１号（第６条関係）

申請日を記入

放課後児童クラブ入室申請書

黒のボールペンで記入してください。
（フリクションペン・鉛筆不可）

令和××年××月××日

杉戸町長　　あて

希望するクラブ名を記入してください。
※杉戸・杉戸第二・西小学校内には複数クラブがあるため、希望する特定のクラブがない場合は、空欄でお願いします。

保護者　住所　杉戸町清地２丁目９番29号
氏名　杉戸　太郎
電話　０９０（××××）××××

日中連絡のつきやすい番号を記入

下記のとおり、放課後児童クラブへの入室を申請します。

放課後児童クラブ名			○○○○　放課後児童クラブ	
入室を希望する期間			令和　×年　４月　１日から 令和　×年　３月　３１日まで　１年更新	
区分	氏　名	続柄	生年月日(和暦) (年齢)	入室日時点での年齢 入室日時点での学年
入室児童	(ふりがな) すぎと　きら 杉戸　雲英	本人	平成×年×月××日 (×歳)	○○小学校　新○　学年
入室児童の家庭状況	(ふりがな) たろう 〃　太郎	父	昭和×年×月××日 (×歳)	(株)○○○○
	(ふりがな) はなこ 〃　花子	母	昭和×年×月××日 (×歳)	求職中
	(ふりがな) ちゃちゃ 〃　茶々	弟	令和×年×月××日 (×歳)	○○保育園　年少
	(ふりがな) やまだ　いちろう 山田　一郎	祖父	昭和×年×月××日 (×歳)	○○会社
	(ふりがな)		年　月　日 (　歳)	
	(ふりがな)		年　月　日 (　歳)	

全員の名前にふりがなを記入

入室を希望する理由（該当番号を○で囲む。）

1　保護者が働いている（働きたい）ため
2　保護者が病気療養中・出産の産前産後のため
※病気の場合は診断書を
3　家族が病気、障害のため
4　その他（　　）

土曜保育の希望（通年利用者かつ勤務日のみ利用可）
有　無
↳頻度　年に数回　月１回　隔週　毎週
フトによる

きょうだいでの利用希望について

おやつの希望（原則有でお願いします。）
有　無

きょうだいでの利用希望　有　無

希望するクラブを〇で囲んでください。
※杉戸・杉戸第二・西小学校内には複数クラブがあるため、希望する特定のクラブがない場合〇をせず提出してください。

放課後児童クラブ児童状況調査票

申請日と同日を記入

入室時点での学年

令和　×年　×月　×日 現在

児童名	ふりがな　すぎと　きら 杉戸　雲英　（　●　学年）	生年月日	(平成)・令和　●年　●月　●日
希望する放課後児童クラブ名	内田・内田第２・内田第３・(南)・西・西第２・中央・中央第２・泉・高野台		

1　健康状況

※以下該当する項目を丸で囲み、必要事項を記入してください。

全体的な健康状態	健康　・　(ふつう)　・　病気をしやすい
疾病歴	①　無　・　(有)（疾病名：　喘息　／　3　歳のとき） ※過去の大きな病気・ケガの有無 治療中の場合はその状況等を詳しく書いてください。 ②　現在の状況 治癒　・　(治療中)　・　経過観察中 夜、就寝前に吸入薬を使用。 発作時用の吸入薬を所持。 ③　ひきつけ・けいれん (無)　・　有（最後の発症　　年　　月頃）
アレルギー	無　・　(有)　☑食物　（原因食物：　卵、小麦　） ↳（有の場合）学校給食の除去食対応　無・(有) ☑花粉症　□アトピー　☑その他（　ダニ　） ※原因物質を含むおやつの除去等、個別に対応が必要な場合は入室するまでに「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出してください。小学校に提出するもののコピーでも可能です。

2　障がい・発達状況

障害者手帳	(無)・有　（　　級）　申請中（　）
療育手帳 (みどりの手帳)	(無)・有　（Ⓐ　A　B　C）　申請中（　）
通院・通所等	①　通院・通所　無　・　(有)（　療育センター●●　令和×年～　） ②　服薬　(無)　・　有（　）
発達について気になること心配なこと	無　・　(有)（以下にご記入ください。） 友達との関わりの中で、自分の考えていることを上手く伝えられず、手が出てしまい、トラブルになることがある。 何かに集中していると、声をかけられても気づかないことが多い。

※保育上必要となる場合は、保育所・幼稚園等へ情報提供の依頼をします。ご了承ください。

【担当者記入欄】

よくある質問　（Ｑ＆Ａ形式）

Ｑ１　放課後児童クラブを利用（入室）したいのですが、どのような場合に申請出来ますか？

Ａ　　杉戸町立小学校に在籍している１年生から６年生までの児童で、同居する１８歳以上６５歳未満の方全員が下記のいずれかに該当する場合

（１）就労（原則として週２１時間以上）
（２）疾病・負傷等または、精神もしくは身体に障害を有している方
（３）出産の場合（出産予定日前１．５か月を含む月の１日から出産後１．５か月を含む月の末日まで）※引き続き育児休業を取得する場合、最長年度末まで。
（４）同居の親族を常時看護・介護している方
（５）復旧活動に当たっている方
（６）各種学校等に通っている場合（就学期間中）
（７）求職活動中の方

Ｑ２　現在求職活動中ですが、申請は出来ますか？

Ａ　　申請は可能ですが、勤務先が決定し実際に就労する日からの入室になります。ただし、年度当初（４月１日入室）の申請受付が１２月のため、家庭状況申立書を提出することでも受付いたしますが、４月１日までに就労していないと入室は取消になります。（就職決定後に、就労証明書の提出が必要になります。）

Ｑ３　郵送で申請できますか？

Ａ　　申し訳ございませんが、紙面申請の場合、記入不備等が無いか相対で確認させていただくため、各放課後児童クラブおよび教育総務課庶務管理担当での窓口申請になります。都合のつかない方は電子申請をご活用ください。ただし、申請日時点で遠方に住まれている等のやむを得ない事情かつ紙面申請を希望される場合は、お電話にてご相談ください。

Ｑ４　申請すれば必ず入室できますか？

Ａ　　利用を希望する児童数が定員を越えた場合は、申込み順や抽選ではなく、学年や保護者の就労時間等を点数化し、点数の高い児童（＝保育の必要性が高い児童）からの入室になります。入室要件を満たしていても入室できない場合があります。

Ｑ５　待機になった場合はいつ頃入室できますか？

Ａ　　年度内に放課後児童クラブに空きが出た場合のみ、電話でご連絡いたします。

Ｑ６　きょうだいで申請して、ひとりだけ許可になることがありますか？

Ａ　　きょうだいであっても学年で点数が異なるため、審査結果に差が生じる場合があります。